

寒川町PPP/PFI手法導入優先的検討規程

(目的)

第1条 この規程は、公共施設等の整備等に多様なパブリック・プライベート・パートナーシップ—PublicPrivatePartnership(以下「PPP」という。)/プライベート・ファイナンス・イニシアティブ—PrivateFinanceInitiative(以下「PFI」という。)手法を導入するための優先的検討を行うに当たって必要な手続きを定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、町民に対する適切なサービスの提供を確保し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 優先的検討 本規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討することをいう。
- (2) PFI法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)をいう。
- (3) 公共施設等 PFI法第2条第1項に規定する公共施設等をいう。
- (4) 公共施設整備事業 PFI法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業をいう。
- (5) 利用料金 PFI法第2条第6項に規定する利用料金をいう。
- (6) 運営等 PFI法第2条第6項に規定する運営等をいう。
- (7) 公共施設等運営権 PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。
- (8) 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、地域住民に対するサービスの提供を含む。

(9) 指針 「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針(令和3年度改定版)」(令和3年6月18日民間資金等活用事業推進会議決定)をいう。

(10) PPP 町と民間が連携して、公共施設等の建設、維持管理、運営その他の公共サービスの提供を行う手法をいう。

(11) PFI PFI法に基づき、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法をいう。

(12) PPP/PFI手法 PFIを含むPPP手法全般をいう。

(対象とするPPP/PFI手法)

第3条 この規程の対象とするPPP/PFI手法は次に掲げるものとする。

(1) 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法であって、次に掲げるもの

ア 公共施設等運営権方式

イ 指定管理者制度

ウ 包括的民間委託

エ O方式 (運営等-Operateをいう。)

(2) 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法であって、次に掲げるもの

ア BOT方式(建設—Build、移転—Transfer及び運営等—Operate方式をいう。)

イ BOO方式(建設—Build、運営等—Operate及び移転—Transfer方式をいう。)

ウ BTO方式(建設—Build、所有—Own及び運営等—Operate方式をいう。)

エ DBO方式(設計—Design、建設—Build及び運営等—Operate方式をいう。)

オ RO方式(改修—Renovate及び運営等—Operateをいう。)

カ ESCO(EnergyServiceCompany—省エネルギー改修に係る費用を光熱水費の削減分で賄う方式をいう。)

(3) 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法であって、次に掲げるもの

- ア BT方式(建設—Build及び移転—Transfer方式をいう。)
 - イ DB方式(設計—Design及び建設—Build方式をいう。)
 - ウ 民間建設借上方式及び特定建築者制度
- (4) その他公的不動産を利活用する手法であって、次に掲げるもの
- ア 定期借地権方式
 - イ 公共所有床の活用
 - ウ 占用許可等の公的空間の利活用
 - エ 公募設置管理制度
 - オ 民間提案制度
- (5) 第1号から前号までのいずれにも該当しない手法であって、寒川町公共施設マネジメント検討委員会を経て、全庁会議において対象として決定した手法
(優先的検討の対象とする事業)

第4条 優先的検討の対象とする事業は、次の各号のいずれにも該当する公共施設整備事業とする。ただし、第2号に掲げる基準に満たない事業についても、寒川町公共施設マネジメント検討委員会の協議を経て、全庁会議において対象事業として決定したときは、必要に応じ優先的検討の対象とすることができるものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
- ア 建築物又はプラントの整備、維持管理、運営等に関する事業
 - イ 利用料金の徴収を行う公共施設の整備、維持管理、運営等に関する事業
- (2) 次のいずれかの事業費基準等を満たす公共施設整備事業
- ア 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業(建設、製造又は改修を含むものに限る。)
 - イ 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業(運営等を行うものに限る。)

ウ ア及びイに掲げるもののほか、国又は他の地方公共団体で同種事業におけるPPP/PFI手法導入の実績が存在する場合で、PPP/PFI手法を導入することで町民サービスの向上や財政的効果が期待できる事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる公共施設整備事業は、優先的検討の対象から除くものとする。

- (1) 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- (2) 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- (3) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業
- (4) 寒川町公共施設マネジメント検討委員会の協議を経て、全庁会議において、優先的検討の対象から除くと決定した公共施設整備事業

(優先的検討の開始時期)

第5条 優先的検討は、新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、次に掲げるときその他の公共施設等の整備等の方針を検討するときに、これらに併せて行うものとする。

- (1) 寒川町公共施設等総合管理計画の改定又は同計画に基づく個別施設に係る計画の改定を行うとき。
- (2) 町有地の未利用資産等の有効活用を検討するとき。
- (3) 公共施設等の集約化又は複合化等を検討するとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、公共施設等の整備等の方針を検討するとき。

(適切なPPP/PFI手法の選択)

第6条 町長は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次条の規定による評価(以下「簡易な検討」という。)又は第8条の規定による評価(以下「詳細な検討」という。)に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法を選択するものとする。この場

合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

2 町長は、前項の規定により選択した手法(以下「採用手法」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

(1) 指定管理者制度 簡易な検討及び詳細な検討の省略

(2) 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合におけるBTO方式 簡易な検討を省略し、詳細な検討を実施

(3) 従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間で、それぞれに要する費用の比較等の客観的な評価により選択した当該採用手法 簡易な検討を省略し、詳細な検討を実施

(4) その他町長が省略可能であると認めるとき 簡易な検討若しくは詳細な検討又はそのいずれも省略

(簡易な検討)

第7条 町長は、PPP/PFI手法定量評価調書(別記様式)により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額(以下「費用総額」という。)を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。この場合において、前条第1項後段の規定により複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

(1) 公共施設等の整備等(運営等を除く。)の費用

(2) 公共施設等の運営等の費用

(3) 民間事業者の適正な利益及び配当

(4) 調査に要する費用

- (5) 資金調達に要する費用
- (6) 利用料金収入
- (7) その他採用手法導入に要する費用

2 町長は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等の理由により費用総額の比較が困難と認めるときは、前項の規定にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- (1) 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
 - (2) 類似事例の調査を踏まえた評価
- (詳細な検討)

第8条 町長は、簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

(評価結果の公表)

第9条 町長は、第7条第1項の規定による費用総額の比較による評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合は、次の各号に掲げる事項を当該各号に定める時期に町のホームページにおいて公表するものとする。

- (1) PPP/PFI手法の導入をしないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- (2) PPP/PFI手法定量評価調書の内容 入札手続の終了後等適切な時期

2 町長は、第7条第2項に規定する客観的な評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しな

いと評価した場合には、次の各号に掲げる事項を、それぞれ当該各号に定める時期に町のホームページにおいて公表するものとする。

- (1) PPP/PFI手法の導入をしないこととした旨及び客観的な評価結果の内容(当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。) PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- (2) 客観的な評価結果の内容(当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。) 入札手続の終了後等適切な時期

3 町長は、詳細な検討の結果、PPP/PFI手法を導入しないと評価した場合は、次の各号に掲げる事項を、それぞれ当該各号に定める時期に町のホームページにおいて公表するものとする。

- (1) PPP/PFI手法の導入をしないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- (2) PPP/PFI手法定量評価調書の内容(詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの) 入札手続の終了後等適切な時期

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、PPP/PFI手法の導入に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行する

別記様式(第7条関係)

PPP/PFI手法定量評価調書

	従来型手法 (町が自ら整備等を行う手法)	採用手法 (候補となるPPP/PFI手法)
整備等(運営等を除く。)費用		
<算出根拠>		
運営費等		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計(現在価値)		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		